

室蘭市港湾整備事業会計経営戦略策定等業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 委託の概要

(1) 委託名称

室蘭市港湾整備事業会計経営戦略策定等業務委託

(2) 委託の目的

室蘭市港湾整備事業会計は、荷さばき地、荷役機械、上屋等を整備し、利用者から使用料を徴収する施設運營業務と、造成地の分譲業務により会計を運営しているが、上屋等の老朽化が著しく、今後の整備等を見据えると財源の確保が課題と考えられる。そこで、本業務では、必要な現状把握、分析及び将来予測を行うとともに、事業及び経営の目標を設定し、持続可能な事業運営に向けて経営戦略を策定することを目的とする。

また、経営戦略の策定と併せて、本市の出資法人である「室蘭開発株式会社」について、本市の港湾施設の主要な借り手で、自社の所有施設と一体となって室蘭港の港湾サービスを担っていることを踏まえ、一体的な経営状況分析や課題抽出を行い、実現可能で効果的な経営計画を策定することとする。

(3) 委託内容

室蘭市港湾整備事業会計経営戦略策定等業務委託仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

2 担当部局

担 当：室蘭市 港湾部 総務課

住 所：〒051-0022 室蘭市海岸町1丁目20番地30

電 話：0143-22-3191

F A X：0143-22-6069

e-mail: port@city.muroran.lg.jp

3 提案上限額

12,672,000円（消費税及び地方消費税を含む額。）

※上記を上回る金額の提案は、失格となるので留意すること。

4 選定方法

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 北海道内を本店、支店、営業所または出張所の所在地として営業している者であること。

- (2) 他の自治体等において、地方公営企業における経営戦略策定業務及び経営改善支援業務を履行した実績を有すること。
- (3) 第三セクターにおける経営計画策定業務及び経営改善支援業務を履行した実績を有すること。
- (4) 本業務に従事する者として、本業務と同様の計画策定及び経営改善支援に携わった実績を有する公認会計士を配置すること。
- (5) 法人またはその代表者が次の者に該当しないこと。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者。
 - イ 破産者で復権を得ない者。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4の競争入札参加排除の規定に該当する者。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始前の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者（更正手続又は再生手続の開始決定後、室蘭市から再認定を受けている者を除く）。
 - オ 室蘭市税を滞納している者。
 - カ 国税（消費税及び地方消費税）を滞納している者。
 - キ 都道府県公安委員会が指定する暴力団又は暴力団連合体の構成員を役員（法人格を有しない場合は代表者）並びに支配人及び営業所等の代表者として使用している者。
- (6) 公告の日から見積もり合わせ執行日のいずれの日においても、室蘭市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

6 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限：令和2年4月13日（月）午後5時まで
- (2) 提出場所：「2 担当部局」まで
- (3) 提出様式：ア. 仕様書、提案書作成要領、様式集参照（必要に応じ資料を添付すること。）
 - イ. 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し
 - ウ. 室蘭市税の滞納無証明書の写し又は市税納付状況調査同意書（室蘭市からの課税がある者に限る。）
 - エ. 国税（消費税及び地方消費税）の滞納無証明書の写し
 - ※ 2019～2022年度の室蘭市競争入札参加資格を有している者は、イからエの書類の提出は不要
 - ※ イからエの書類を提出する場合は、参加表明書等の提出日の前3ヶ月以内に交付されたものを提出すること
- (4) 提出部数：1部
- (5) 提出方法：持参、郵送又は信書便（追跡可能な発送方法に限る。提出期限必着。）
- (6) 参加資格の確認：提出された書類を基に「5 参加資格」を満たしていることを確認した場合、参加資格確認通知を交付する。なお、「5 参加資格」を満たしていないことが確認された場合は、失格とする。

7 募集要領等の配布

- (1) 募集要領等の配付：令和2年4月13日（月）午後5時まで
※募集要領のほか、仕様書、提案書作成要領、様式集を総称して「募集要領等」という。
- (2) 配付方法：室蘭市公式ホームページからのダウンロードによる。

8 募集要領等についての質問の受付及び回答

- (1) 受付期限：令和2年4月7日（火）午後5時まで
- (2) 受付場所：「2 担当部局」まで
- (3) 提出方法：募集要領等を参照し、指定様式に記載の上、電子メール又はFAXで提出すること。
- (4) 回答方法：受理後、令和2年4月9日（木）までに、室蘭市公式ホームページに当該内容を公表する。

9 企画提案書の提出

- (1) 提出期限：令和2年4月20日（月）午後5時まで
- (2) 提出場所：「2 担当部局」まで
- (3) 提出様式：募集要領等参照（必要に応じ資料を添付すること。）
- (4) 提出部数：10部（正本1部、副本9部） ※部単位に左上クリップ留めとする。
- (5) 提出方法：持参、郵送又は信書便（追跡可能な発送方法に限る。提出期限必着。）

10 審査の実施

- (1) 基本事項
 - ① 企画提案内容の審査を行うため、「室蘭市港湾整備事業会計経営戦略策定等業務委託公型プロポーザル選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。
 - ② 審査は、企画提案書に基づき行うとともに、選定委員会において企画提案内容に係るヒアリングを行う。
 - ③ ヒアリングは、次のとおり行う。（詳細は別途通知）
 - ア 実施場所：室蘭市港湾部庁舎 3階 会議室
 - イ 実施日程：別途通知（令和2年4月24日（金）午後1時30分を予定）
 - ウ 出席者：原則として、企画提案書に記載された主担当者が主な説明を行うこととするが、やむを得ない事情により出席が困難な場合は、その旨を担当部局に事前に連絡すること。出席者数は4名以内とする。
 - エ 注意事項：ヒアリングにおける説明については、企画提案書の記載内容に限定する。なお、内容の追加等は認めないので注意すること。説明時間は概ね15分程度、委員からの質疑応答10分程度を予定。
- (2) 審査方法
 - ① 審査は、企画提案内容及び提案価格を総合的に評価する。

② 審査項目等は、以下のとおりとする。

審査項目	審査事項	配点
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公営企業における経営戦略策定業務実績件数 ・ 地方公営企業の経営改善支援業務実績件数及び成果 ・ 第三セクターにおける経営計画策定業務実績件数 ・ 第三セクターの経営改善支援業務実績件数及び成果 	30
企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 室蘭市港湾整備事業会計の現状や課題に関する認識が適切であるか。 ・ 室蘭開発株式会社の現状や課題に関する認識が適切であるか。 ・ 業務目的を十分に理解し、仕様書に沿った提案となっているか。 ・ 提案内容は、具体化されており、かつ実現可能であるか。 ・ 提案資料は明瞭であり、正確性が確保されているか。 	60
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実施にあたり、必要な専門的知識や能力、ネットワークを有しているか。 ・ 業務の実施にあたり、担当者の構成、業務スケジュール、本市職員との連絡体制は妥当か。 	20
見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託業務に対する見積金額は適正であるか。 	10
合計		120

11 契約方法等について

(1) 契約の締結

- ① 最も評価点が高い者を優先交渉権者とする。室蘭市長は優先交渉権者を当該業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方として契約手続きを行う。
- ② 優先交渉権者が辞退その他の理由により契約締結できない場合は、次点者と契約手続きを行うこととする。

12 公募の中止

やむを得ない事由のため、募集を延期又は中止することがある。なお、中止となった場合でも、企画提案に係る費用は参加者の負担とする。

13 スケジュール

- 令和2年4月1日(水) 公告(公募開始)
- 令和2年4月7日(火) 質問書提出期限
- 令和2年4月9日(木) 質問書への回答期限
- 令和2年4月13日(月) 参加申込書提出期限
- 令和2年4月20日(月) 企画提案書提出期限
- 令和2年4月24日(金) 予定 選定委員会(ヒアリング)の開催

令和2年4月下旬	提案審査の結果通知
令和2年4月下旬	選定業者と契約締結
令和2年5月上旬	委託業務開始

14 その他

- (1) 提案に要するすべての費用は参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書提出後、やむを得ない事情により参加を辞退する場合は、その旨を記載した書面を提出すること。
- (3) 企画提案書提出後は、原則として記載内容の変更を認めない。
- (4) 企画提案書提出後は、原則として記載した業務処理責任者及び業務従業員は変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、書面によりその旨を申し出て、同等以上の者を配置することとし、室蘭市の承諾を得なければならない。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 次の各号に該当した場合、参加を無効とする。
 - ア 企画提案書に虚偽の記載をした場合
 - イ 審査委員を含む本件プロポーザル関係者に対して、本件プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (7) 提出された書類は、受託可能事業者を選定するための資料で、本件実施の目的以外には使用しない。
- (8) 募集要領等に記載する事項については、企画提案書の提出をもって承諾したものとする。

16 問い合わせ先

担 当：室蘭市 港湾部 総務課
 住 所：〒051-0022 室蘭市海岸町1丁目20番地30
 電 話：0143-22-3191
 F A X：0143-22-6069
 e - m a i l：port@city.muroran.lg.jp